

保険診療と個別指導（歯科）

第11回

歯冠修復及び欠損補綴

厚生労働省東北厚生局

2024年1月31日

ひと、くらし、みらいのために



歯冠修復及び欠損補綴

歯冠修復及び欠損補綴

特に規定する場合を除き、各区分の所定点数及び特定保険医療材料の所定点数を合算した点数により算定する。

歯冠修復及び欠損補綴

- 補綴時診断料
- クラウン・ブリッジ維持管理料
- 広範囲顎骨支持型補綴診断料
- 歯冠形成
- う蝕歯即時充填形成
- う蝕歯インレー修復形成
- 支台築造
- 印象採得
- テンポラリークラウン
- リテイナー
- 装着
- 咬合採得
- 仮床試適
- 充填
- 金属歯冠修復
- レジン前装金属冠

歯冠修復及び欠損補綴

歯冠修復及び欠損補綴

特に規定する場合を除き、各区分の所定点数及び特定保険医療材料の所定点数を合算した点数により算定する。

歯冠修復及び欠損補綴

- 非金属歯冠修復
- CAD/CAM冠
- 乳歯冠
- ポンティック
- 高強度硬質レジンブリッジ
- 有床義歯
- 鑄造鉤、線鉤、コンビネーション鉤
- バー
- 口蓋補綴、顎補綴
- 広範囲顎骨支持型補綴
- 有床義歯修理
- 有床義歯内面適合法
- 歯冠補綴物修理
- 広範囲顎骨支持型補綴物修理

歯冠修復及び欠損補綴

歯冠修復及び欠損補綴

特に規定する場合を除き、各区分の所定点数及び特定保険医療材料の所定点数を合算した点数により算定する。

算定上の留意点

- 保険診療では厚生労働大臣の定める歯科材料（保険医療材料）以外の歯科材料を歯冠修復及び欠損補綴において使用してはならない。（療担第19条第2項）
- クラウン・ブリッジ維持管理料について地方厚生局長へ届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において、歯冠補綴物又はブリッジ（接着ブリッジを含む。）を製作し、当該補綴物を装着する場合の検査並びに歯冠修復及び欠損補綴の費用は、所定点数の100分の70に相当する点数により算定する。

歯冠修復及び欠損補綴

歯冠修復及び欠損補綴

特に規定する場合を除き、各区分の所定点数及び特定保険医療材料の所定点数を合算した点数により算定する。

算定上の留意点

- 患者が理由なく来院しなくなった場合、患者の意思により治療を中止した場合又は患者が死亡した場合であって、**歯冠修復物及び欠損補綴物**（有床義歯を含む。）の**製作**がすでに行われているにもかかわらず**装着できない**場合は、診療録に装着物の種類、装着予定日及び装着できなくなった理由等を記載した場合に、当該**各区分及び特定保険医療材料**を**請求**する。なお、診療録により装着物の種類が明らかである場合は、装着物の種類の記載を省略して差し支えない。
- 歯科技工を伴う補綴物製作にあたり、製作物や使用金属材料等について、診療録、歯科技工指示書、歯科技工物納品書、歯科技工物、診療報酬明細書すべての内容が一致することを、その都度確認する。

歯冠修復及び欠損補綴：加算

乳幼児加算等

6歳未満の乳幼児若しくは著しく歯科診療が困難な者に対して、歯冠修復及び欠損補綴を行った場合は、全身麻酔下で行った場合を除き、所定点数に加算する。

算定上の留意点

- 所定点数の100分の70に相当する点数を加算
印象採得（欠損補綴（連合印象・特殊印象））、咬合印象、咬合採得（欠損補綴（有床義歯））又は有床義歯内面適合法
- 所定点数の100分の50に相当する点数を加算
歯冠修復及び欠損補綴全般（補綴時診断料、クラウン・ブリッジ維持管理料、広範囲顎骨支持型補綴診断料、印象採得（欠損補綴（連合印象・特殊印象））、咬合印象、咬合採得（欠損補綴（有床義歯））、金属歯冠修復、チタン冠、接着冠、根面被覆（根面板によるもの）、レジン前装金属冠、レジン前装チタン冠、非金属歯冠修復、CAD/CAM冠、CAD/CAMインレー、ポンティック、高強度硬質レジンブリッジ、有床義歯、熱可塑性樹脂有床義歯、各種鉤、磁性アタッチメント（キーパー付き根面板を用いる場合）、間接支台装置、バー、口蓋補綴、顎補綴、広範囲顎骨支持型補綴、補綴隙及び有床義歯内面適合法を除く。）

歯冠修復及び欠損補綴：加算

歯科訪問診療

歯科訪問診療料を算定する患者であって、歯科診療特別対応加算を算定しない者に対して、歯科訪問診療時に歯冠修復及び欠損補綴を行った場合に、所定点数に加算する。

算定上の留意点

- 所定点数の100分の70に相当する点数を加算
印象採得（欠損補綴（連合印象・特殊印象））、咬合印象、咬合採得（欠損補綴（有床義歯））又は有床義歯内面適合法
- 所定点数の100分の50に相当する点数を加算
磁性アタッチメント（磁石構造体を用いる場合）、有床義歯修理
- **歯科診療特別対応加算を算定する患者**に対しては、**乳幼児加算等と同様**に加算する。

歯冠修復及び欠損補綴：補綴時診断料

補綴時診断料

新たな欠損補綴及び有床義歯の床裏装等を行う際に、当該治療を開始した日に患者に対して治療等に関する説明を行った場合に算定する。

算定上の留意点

- 製作を予定する部位、欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計等についての**要点を診療録に記載**する。
- 補綴物の診断設計に基づき、患者に装着する予定の補綴物について、義歯、ブリッジ等の概要図、写真等を用いて**患者に効果的に情報提供**を行う。
- 「1 補綴時診断（新製の場合）」又は新たに生じた欠損部の補綴に際して「2 補綴時診断（1以外の場合）」を算定後、当該有床義歯に対して、新たに人工歯及び義歯床を追加した場合においては、前回補綴時診断料を算定した日から起算して**3月以内**は補綴時診断料を**算定できない**。

歯冠修復及び欠損補綴：クラウン・ブリッジ維持管理料

クラウン・ブリッジ維持管理料

歯冠補綴物又はブリッジを製作し、当該補綴物を装着した患者に対して、当該維持管理の内容に係る情報を文書により提供した場合に算定する。

算定上の留意点

- クラウン・ブリッジ維持管理を開始する前月までに、別に厚生労働大臣が定める**施設基準**に適合しているものとして**地方厚生局長に届け出る**。なお、算定開始月の第1営業日中に届出を厚生局が受理すれば、当月1日から算定が可能である。
- 対象となる補綴物ごとに、クラウン・ブリッジ維持管理料の趣旨、補綴部位、装着日、保険医療機関名等を記載した**文書を提供**する。
- **乳歯**に対する歯冠修復、歯科用金属を原因とする**金属アレルギー**を有する患者に対する非金属歯冠修復（CAD/CAM冠及び高強度硬質レジンブリッジ）、全ての支台を**インレー**とする**ブリッジ**及び永久歯に対する**既製の金属冠**による歯冠修復は**対象としない**。

歯冠修復及び欠損補綴：クラウン・ブリッジ維持管理料

クラウン・ブリッジ維持管理料

歯冠補綴物又はブリッジを製作し、当該補綴物を装着した患者に対して、当該維持管理の内容に係る情報を文書により提供した場合に算定する。

算定上の留意点

- 所定点数には、歯冠補綴物又はブリッジを保険医療機関において装着した日から起算して2年以内に、当該保険医療機関が当該部位に係る歯冠補綴物又はブリッジを製作し、当該補綴物を装着した場合の検査並びに歯冠修復及び欠損補綴の費用が含まれる。
- 当該保険医療機関において歯冠補綴物又はブリッジを装着した日から起算して2年以内に行った次に掲げる診療に係る費用は、別に算定できない。
 - イ 当該歯冠補綴物又はブリッジを装着した歯に対して行った充填
 - ロ 当該歯冠補綴物又はブリッジが離脱した場合の装着
- 外傷、腫瘍等によりやむを得ず抜歯を行い、当該歯冠補綴物又はブリッジを含む新たなブリッジを製作する場合は、事前に地方厚生局長との協議が必要である。

歯冠修復及び欠損補綴：CAD/CAM冠

CAD/CAM冠

CAD/CAM冠用材料との互換性が制限されない歯科用CAD/CAM装置を用いて、作業用模型で間接法により製作された歯冠補綴物をいう。

算定上の留意点

- 別に厚生労働大臣が定める**施設基準**に適合しているものとして**地方厚生局長等**に届け出る。
- 以下のいずれかに該当する場合に算定する。
 - イ **前歯**又は**小臼歯**に使用する場合
 - ロ 上下顎両側の**第二大臼歯**が**全て残存**し、左右の**咬合支持**がある患者に対し、過度な咬合圧が加わらない場合等において、**CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）**を第一大臼歯に使用する場合
 - ハ 歯科用金属を原因とする**金属アレルギー**を有する患者において、**CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）**を大臼歯に使用する場合（**医科**の保険医療機関又は**医科歯科併設の医療機関との連携**の上で、**診療情報提供に基づく**場合に限る。）
 - ニ **大臼歯**に **CAD/CAM 冠用材料（Ⅴ）** を使用する場合
- **CAD/CAM 冠用材料（Ⅴ）** を使用した CAD/CAM 冠を装着する場合、歯質に対する接着力を向上させるために**サンドブラスト処理及びプライマー処理**を行い**接着性レジンセメント**を用いて装着すること。

歯冠修復及び欠損補綴：ポンティック

ポンティック

ブリッジにおける欠損部分を補うための支台装置に連結される人工歯をいう。

算定上の留意点

- 以下を適応対象とする。
 - イ ブリッジは歯の欠損状況から「**ブリッジの考え方2007**」（平成19年11月日本歯科医学会）に示す方法で支台歯数等を定め製作する。
 - ロ **連続欠損**の場合は**2歯**までとする。ただし、**中側切歯**は**連続4歯**欠損まで認められる。
 - ハ **延長ブリッジ**は原則として認められないが、**第二大臼歯欠損**であって咬合状態及び支台歯の骨植状態を考慮し**半歯程度のポンティック**を行う場合はこの限りではない。
 - ニ 隣在歯の状況等からやむをえず**延長ブリッジ**を行う場合は、**側切歯及び小臼歯1歯**のみ認められる。
 - ホ 第三大臼歯をブリッジの支台歯とする場合は、歯冠、歯根の大きさや形態、傾斜、転位等を総合的に勘案した上で行う。
 - ヘ 接着ブリッジは、1歯欠損症例において、**接着ブリッジ支台歯**を**生活歯**に求める場合に認められる。
 - ト **残根上**のブリッジは認められない。

歯冠修復及び欠損補綴：ポンティック

ポンティック

ブリッジにおける欠損部分を補うための支台装置に連結される人工歯をいう。

算定上の留意点

- 分割抜歯後のブリッジの製作

残った歯冠、歯根の状態が**歯科医学的に適切**な場合に限り認められる。なお、上顎第二第一大臼歯の遠心頬側根抜歯、下顎第二大臼歯の遠心根抜歯の場合の延長ポンティックは認められない。

- 上顎第一大臼歯（3根）：1根のみ残して支台歯とすることは**不可**。2根残して分割抜歯する場合は、**頬側2根**を残した場合は**第一大臼歯**として、又**頬側**いずれか**1根**と**口蓋根**を残した場合は残した歯根及び抜歯した歯根をそれぞれ**小臼歯**、小臼歯ポンティックとして算定する。
- 下顎第一大臼歯（2根）：近遠心2根のうち1根を残して分割抜歯する場合は、**残した歯根**及び抜歯した歯根をそれぞれ**小臼歯**、小臼歯ポンティックとして算定する。

歯冠修復及び欠損補綴：有床義歯

有床義歯

歯の欠損状況や製作する義歯の形態にかかわらず、人工歯数に応じて算定する。欠損補綴に当たっての歯数の数え方は、欠損歯数によるものではなく、人工歯の数による。

算定上の留意点

- 局部義歯のうち12歯から14歯までは、あくまで残存歯があり、局部義歯として補綴を行った場合に限り算定する。
- 根管処置及び根面被覆が完了した残根上に必要があって義歯の装着を行うことは認められる。ただし、やむを得ず残根歯に対して、歯内療法及び根面被覆処置が完了できなかった場合に義歯を製作した場合は、その理由を診療録に記載する。
- 模型上で抜歯後を推定して製作する即時義歯は認められるが、即時義歯の仮床試適に係る費用は算定できない。ただし、即時義歯とは長期的に使用できるものをいい、暫間義歯は算定できない。

歯冠修復及び欠損補綴：有床義歯

有床義歯

歯の欠損状況や製作する義歯の形態にかかわらず、人工歯数に応じて算定する。欠損補綴に当たっての歯数の数え方は、欠損歯数によるものではなく、人工歯の数による。

算定上の留意点

- **小児義歯**は原則として認められないが、後継永久歯がなく著しい言語障害及び咀嚼障害を伴う先天性無歯症、象牙質形成不全症、象牙質異形成症若しくはエナメル質形成不全症であって脆弱な乳歯の早期崩壊又は後継永久歯の先天欠損を伴う場合、外胚葉異形成症等の先天疾患により後継永久歯がない場合、外傷や腫瘍等により歯が喪失した場合又はこれに準ずる状態であって、小児義歯以外は咀嚼機能の改善・回復が困難な小児に対する小児義歯はこの限りではない。この場合において、**小児義歯を算定する場合は、診療録に小児義歯が必要となった疾患名を記載**する。
- 先天性疾患以外の疾患により後継永久歯がない場合に準ずる状態であって、小児義歯以外に咀嚼機能の改善・回復が困難な小児に対して小児義歯を適応する場合は、**事前に地方厚生局長との協議**を行う。

歯冠修復及び欠損補綴：指導における頻出指摘事項

頻出指摘事項

東北6県の歯科医療機関において共通して認められる要改善事項

補綴時診断料

- 診療録に記載すべき次の内容について、**画一的に記載している**又は**記載の不十分**な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
 - ア 欠損部の状態
 - イ 欠損補綴物の名称及び設計等の要点

クラウン・ブリッジ維持管理料

- 算定要件を満たしていないクラウン・ブリッジ維持管理料を算定している次の例が認められたので改めること。
 - 患者に提供した**文書の写しを診療録に添付**していない。
- 患者への情報提供文書に記載すべき次の内容について、**記載の不十分**又は**不適切**な例が認められたので、個々の症例に応じて患者に説明した内容を適切に記載すること。
 - ア クラウン・ブリッジ維持管理料の趣旨
 - イ 担当歯科医師名

歯冠修復及び欠損補綴：指導における頻出指摘事項

頻出指摘事項

東北6県の歯科医療機関において共通して認められる要改善事項

ブリッジ

- 欠損補綴（ブリッジ）の実施に当たっては、「ブリッジの考え方2007」（平成19年11月日本歯科医学会）を参考に適切な治療を行うこと。

有床義歯

- 残根上義歯の製作にあたっては、当該残根歯に対して適切な歯内療法及び根面被覆処置を行うこと。
- 鑄造鉤、線鉤、コンビネーション鉤、バーの種類、個数、保険医療材料について、誤って算定している例が認められたので改めること。
- 補強線を、屈曲又は鑄造バーとして誤って算定している例が認められたので改めること。

歯冠修復及び欠損補綴：指導における頻出指摘事項

頻出指摘事項

東北6県の歯科医療機関において共通して認められる要改善事項

有床義歯修理

- 算定要件を満たしていない有床義歯修理を算定している次の例が認められたので改めると。

修理内容を**診療録に記載**していない。

- 診療録に記載すべき内容について、**画一的に記載**している又は**記載の不十分**な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

修理内容の要点